

添付書類一覧表(扶養からはずれる時)

削 除 理 由	必 要 書 類
就 職 ※就職先の健康保険に加入予定	資格情報のお知らせ等、資格取得日が確認できるもの
収入増加(年間130万・月額108,334円以上) ※国民健康保険に加入予定	直近の給与明細等、基準を超えた時期が確認できるもの
収入増加(年間130万・月額108,334円以上) ※パート・アルバイト先の健康保険に加入予定	資格情報のお知らせ等、資格取得日が確認できるもの
雇用保険の受給開始 ※月額3,612円以上	雇用保険受給資格者証の両面コピー
死 亡	死亡日が確認できるもの(死亡診断書等) ※家族埋葬料・埋葬料付加金請求書に添付の場合は不要
後期高齢者医療制度加入	添付書類 不要
他優先扶養義務者の収入増加等に伴う削除	資格情報のお知らせ等、資格取得日が確認できるもの ※他優先扶養義務者の保険者等が認定することを確認すること

■60歳以上の者または概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は、年間収入が180万円以上、月額が150,000円以上、日額5,000円以上とする。